

薬第871-2号
令和7年1月10日

一般社団法人埼玉県病院薬剤師会会长町田 充様

埼玉県保健医療部長 表 久仁和
(公印省略)

抗インフルエンザウイルス薬等の適正な使用と発注について（通知）

保健医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、標記について、厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課から下記のとおり事務連絡がありましたので、別添（写）のとおりお知らせします。
つきましては、貴会会員へ御周知くださいますようお願いします。
なお、この事務連絡につきましては、薬務課のホームページ
(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0707/hanbai/r040401~.html>)に掲載しております
ので、御参照ください。

記

- 1 フェンタニル注射液の適正な使用と発注について（協力依頼）
(令和6年12月27日付け厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課事務連絡)
- 2 オセルタミビルリン酸塩製剤の適正な使用と発注について（協力依頼）
(令和7年1月8日付け厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課事務連絡)
- 3 抗インフルエンザウイルス薬の適正な使用と発注について（協力依頼）
(令和7年1月9日付け厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課事務連絡)

担当 薬務課 販売指導担当
電話 048-830-3622
FAX 048-830-4806

事務連絡
令和6年12月27日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

フェンタニル注射液の適正な使用と発注について（協力依頼）

平素より厚生労働行政の推進にご理解及びご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

フェンタニル注射液 0.1mg/0.25mg/0.5mg 「テルモ」（以下「テルモ社注射液」という。）については、海外の生産工場におけるフェンタニル注射液 0.25mg の製造トラブルによる出荷停止に伴い、令和6年10月からフェンタニル注射液 0.5mg 「テルモ」の出荷制限が行われました。

さらに、海外の製造工場に対する現地当局による監査に伴う対応のためにフェンタニル製剤の生産が停止した影響で、フェンタニル注射液 0.1mg 「テルモ」においても、一時的に出荷が制限されています。

当該状況を受け、第一三共プロファーマ株式会社においても、フェンタニル注射液 0.1mg/0.25mg 「第一三共」（以下「第一三公社注射液」という。）の出荷量を通常よりも増加させているものの、現時点では、テルモ社注射液及び第一三公社注射液（以下「両社フェンタニル注射液」という。）を合わせた、フェンタニル製剤としての供給量は12月から当分の間、日本の全体需要量を下回る見込みです。

このような状況の中、限られた医療資源を、治療が必要な患者に優先的に用いる観点から、令和6年12月20日付で公益社団法人日本麻酔科学会より「フェンタニルが安定供給されるまでの対応について」（別添）が発出され、各医療機関において、フェンタニル注射液使用の優先順位策定及び使用量削減の方策、他の鎮痛方法の検討等が依頼されています。

また、優先すべき医療行為の例として、手術中、他で代替できない状況での使用、術後鎮痛でモルヒネや他のオピオイドへの移行が難しい患者、分娩時の硬膜外鎮痛等が挙げられているところです。

つきましては、手術中、他で代替できない状況での使用をはじめとした代替製剤の使用が困難な医療行為における、両社フェンタニル注射液の使用量を確保できるよう、貴管下関係医療機関等に対して上記状況を周知いただくとともに、

両社フェンタニル注射液の供給が安定するまでの間、下記についてご協力いただきますよう、併せて周知をお願いします。

記

1. 医療機関におかれでは、両社フェンタニル注射液について、過剰な発注は厳に控えていただき、当面の必要量に見合う量のみの購入をお願いしたいこと。
2. 医療機関におかれでは、「フェンタニルが安定供給されるまでの対応について」を踏まえ、両社フェンタニル注射液について、手術中、他で代替出来ない状況での使用をはじめとした代替製剤の使用が困難な医療行為における使用量を確保できるよう、引き続き適正な使用に努めていただきたいこと。

2024年12月20日

フェンタニルが安定供給されるまでの対応について

公益社団法人日本麻酔科学会

理事長 山蔭 道明

安全委員長 藤村 直幸

2024年12月5日付理事長声明で案内しましたように、フェンタニル製剤（テルモ株式会社）の海外生産工場における製造過程逸脱、ならびに無通告監査に対する改善対応のために製造停止を行った影響で、フェンタニルの供給制限が行われています。フェンタニルが安定供給されるまで、限られたフェンタニルを有効的に使用するために、下記を参考に各医療機関で対応をご検討ください。

1) フェンタニル使用の優先順位策定

例)

- A) 手術中、他で代替できない状況での使用。
- B) 術後鎮痛で、モルヒネや他のオピオイドへの移行が難しい患者。
- C) 分娩時の硬膜外鎮痛。

など、各施設の状況に合わせ、フェンタニル使用の優先順位を策定する。

2) フェンタニル使用量削減の方策や他の鎮痛方法検討

例)

- A) 集中治療における人工呼吸中の鎮痛において、レミフェンタニルもしくはモルヒネの持続投与を行う。
- B) 術後鎮痛処置が必要な症例に対しては、フェンタニルを使用した経静脈的自己調節鎮痛法(IV-PCA)を避ける。腎機能の低下などモルヒネの使用制限や使用禁忌がなければ、モルヒネを使用したIV-PCAを行う。
- C) 硬膜外鎮痛には、モルヒネを使用する。

など、各施設の状況に合わせフェンタニル使用量削減や他の鎮痛方法を検討する。

フェンタニルについては、買い込みは厳に控えていただき、当面の必要量に見合う量のみの購入をお願い申し上げます。

欠品および調整解除の時期につきましては、確定次第改めて周知させていただきます。
以上、ご理解の上、ご協力の程、何卒宜しくお願い致します。

事務連絡
令和7年1月8日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

オセルタミビルリン酸塩製剤の適正な使用と発注について（協力依頼）

平素より厚生労働行政の推進にご理解及びご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

オセルタミビルリン酸塩製剤を含む抗インフルエンザウイルス薬については、「今般の感染状況を踏まえた抗インフルエンザウイルス薬の増産及び安定的な供給について（協力依頼）」（令和6年12月26日付け厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課事務連絡）により、関係団体を通じて当該医薬品の製造販売業者に対して、適切な増産等の協力要請を行ったところです。

しかし、今般のインフルエンザ感染症の流行に伴いオセルタミビルリン酸塩製剤の需要が急増し、沢井製薬株式会社のオセルタミビル DS3%「サワイ」及びオセルタミビルカプセル 75mg「サワイ」の供給が在庫不足により、一時的に滞っている状況です。

供給再開の時期については、オセルタミビル DS3%「サワイ」は1月下旬、オセルタミビルカプセル 75mg「サワイ」は2月上旬を予定しています。

このような状況について、貴管下関係医療機関、薬局及び医薬品卸売販売業者等に対して周知いただくとともに、限られた医療資源を必要な患者に適切に供給できるよう、オセルタミビルリン酸塩製剤が安定的に供給されるまでの間、下記について周知をお願いしたく存じます。

記

1. オセルタミビルリン酸塩製剤について、返品が生じないよう、過剰な発注は厳に控えていただき、当面の必要量に見合う量のみの購入をお願いしたいこと。
2. 薬局におかれでは、処方されたオセルタミビルリン酸塩製剤について、自らの店舗や系列店舗だけでは供給が困難な場合であっても、地域の薬局間にお

ける連携により可能な限り調整をしていただきたいこと。

3. 医療機関におかれては、吸入薬の利用が可能な5歳以上のインフルエンザ患者に対しては、オセルタミビルリン酸塩ドライシロップではなく、吸入薬の処方を検討いただきたいこと。
4. 医療機関及び薬局におかれては、オセルタミビルリン酸塩ドライシロップが不足している状況にあっても、当該品目を処方又は調剤する必要がある場合には、オセルタミビルリン酸塩カプセルを脱カプセルし、賦形剤を加えるなどの調剤上の工夫を行った上での調剤を検討いただきたいこと。
5. 医療機関及び薬局におかれては、医薬品の供給状況によって、他社製品や代替薬の使用についても考慮していただきたいこと。
なお、医療用医薬品の供給状況については、厚生労働省のウェブサイトにおいて参照可能であること。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/koohatu-iyaku/04_00003.html

事務連絡
令和7年1月9日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

抗インフルエンザウイルス薬の適正な使用と発注について（協力依頼）

平素より厚生労働行政の推進にご理解及びご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

抗インフルエンザウイルス薬については、「今般の感染状況を踏まえた抗インフルエンザウイルス薬の増産及び安定的な供給について（協力依頼）」（令和6年12月26日付け厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課事務連絡）により、関係団体を通じて当該医薬品の製造販売業者に対して、適切な増産等の協力要請を行ってきたところであり、今年度の抗インフルエンザウイルス薬は、昨年度の供給実績量を上回る量の供給が計画されています。

しかし、今般のインフルエンザ感染症の流行に伴いオセルタミビルリン酸塩製剤の需要が急増し、沢井製薬株式会社のオセルタミビル DS3%「サワイ」及びオセルタミビルカプセル 75mg「サワイ」（以下「沢井社製抗ウイルス薬」という。）の供給が在庫不足により、一時的に滞っている状況です。

そのため、厚生労働省においては、「オセルタミビルリン酸塩製剤の適正な使用と発注について（協力依頼）」（令和7年1月8日付け厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課事務連絡。以下「協力依頼通知」という。）により、オセルタミビルリン酸塩製剤について、返品が生じないよう、過剰な発注は厳に控えていただくことと等の協力要請を行ったところです。

一方で、沢井社製抗ウイルス薬の出荷状況を踏まえ、本日、塩野義製薬株式会社及び中外製薬株式会社においても、過剰な発注を防ぎ、在庫の偏在を防ぐ目的等により、各社の抗インフルエンザウイルス薬について、限定出荷が開始されたところです。

このような状況について、貴管下関係医療機関、薬局及び医薬品卸売販売業者等に対して周知いただくとともに、限られた医療資源を必要な患者に適切に供給できるよう、抗インフルエンザウイルス薬が安定的に供給されるまでの間、下記及び協力依頼通知について周知をお願いしたく存じます。

記

1. 抗インフルエンザウイルス薬について、返品が生じないよう、過剰な発注は厳に控えていただき、当面の必要量に見合う量のみの購入をお願いしたいこと。
2. 薬局におかれては、処方された抗インフルエンザウイルス薬について、自らの店舗や系列店舗だけでは供給が困難な場合であっても、地域の薬局間における連携により可能な限り調整をしていただきたいこと。
3. 医療機関及び薬局におかれては、吸入薬の利用が可能な5歳以上のインフルエンザ患者に対しては、オセルタミビルリン酸塩ドライシロップではなく、吸入薬の処方を検討いただく等、医薬品の供給状況によって、他社製品や代替薬の使用についても考慮していただきたいこと。

なお、医療用医薬品の供給状況については、厚生労働省のウェブサイトにおいて参照可能であること。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/kouhatu-iyaku/04_00003.html